

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行

手 続 名	不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行
手 続 対 象 者	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県に本店(社)のある 不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)で登録証明書を必要とする者
手 続 時 期	随時
提 出 方 法	郵送または持参(持参されても即時の発行はできません)
手 数 料	なし
添 付 書 類	所要の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。 なお、変更登録申請と同時に登録証明願を希望する場合は、都県窓口へ提出する変更申請書の写しを同封して下さい。
部 数	証明書が必要な部数に1部を加えた部数を提出して下さい。
記 載 要 領	登録証明願の記載内容と登録の内容が不整合の場合は確認が必要なため、連絡先電話番号を記載して下さい。
提 出 先	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 鑑定評価指導係 TEL:048-601-3151(内線:6666)
相 談 窓 口	提出先と同様
標 準 処 理 期 間	約1週間